

農業委員会の最適化活動等について

令和3年3月

農林水産省

経営局

1. 規制改革実施計画における記載内容

- 改正農業委員会法(平成28年4月1日施行)を受けて、**規制改革実施計画**(令和2年7月閣議決定)では、「農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる」旨を記載

農協法等の一部を改正する等の法律 (平成27年法律第63号)

附則

(自主的な取組の促進及び検討)

第五十一条

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況…(中略)…、**農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、…(中略)…農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。**

規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定)

(6) 農協改革の着実な推進

- b これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、**農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。**

【規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日)】

(中略)

また、農業委員会については、平成27年に農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)が改正され、農地利用の最適化…(中略)…が業務の重点として明確化…(中略)…された。農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのかが明確になるよう、…(中略)…開示されたデータに基づき、今後農業委員会が機能を発揮しより成果を出すために必要な措置について検討することが必要である。

2. 農業委員会の活動・貢献

当面の規制改革の実施事項

(令和2年12月22日決定) 抜粋

a 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第51条第2項に基づき、農業委員会について、以下の観点から検討・検証を行い、必要に応じて措置を講ずる。

① 農地利用の最適化に関する農業委員会の活動についての詳細なデータに基づく貢献度合い

【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

② 農業委員会の活動についての徹底した情報開示と、それに基づく適切な人材確保

【令和3年度措置】

【前回WG（11月30日）での御指摘事項】

- 農業委員会の貢献度合について、具体的に情報開示する必要
- 農業委員会が本来の役割を果たす上で、それを実行するに相応しい人材が委員となるように農業委員会の体制を再構築していく必要

実施事項を踏まえた対応

- 農業委員会においては、**個々の推進委員等の具体的な活動内容・成果が明らかにされておらず**、地域の農業者からも**その活動実態が分からない**という状況
- このため、令和3年1月～2月、一部の農業委員会において、**試行的に推進委員等の最適化活動の内容・成果を記録**
- 試行調査の結果は、3、4ページのとおり
- 今回の試行的調査は1月～2月に限られたものだが、**農地の権利移動等は**、次期作の準備を開始する**10月～12月に集中する傾向があること**、**多くの成果は時間をかけた調整により実現できるものであること等から**、**1年の活動を継続的に記録**していくことが重要

令和3年1月～2月におけるK農業委員会の最適化活動と成果

- K農業委員会において、1月～2月に、出し手・受け手の意向把握・掘り起こしや現地案内、地域の話合いへの参加、遊休農地の除草・耕起、営農再開の確認、新規就農希望者の相談等の活動を実施し、活動成果の有無や活動継続の状況を記録
- この記録によれば、
 - ①担い手への農地集積は貸し出し希望ベースで15.8ha、うち成約は5.5ha
 - ②遊休農地の解消は活動ベースで3.4ha、うち解消実績は0.7ha
 - ③新規就農の参入は相談ベースで8件、うち成約は1件・0.2ha

(参考：担い手への農地の利用集積活動)

甲委員の活動内容

- 活動が成果に結びついたケース（1～2月の間に受け手及び出し手の意向を把握）
 - ・ 経営規模を拡大したいA氏（受け手）に電話し、借受希望条件を確認（A氏は、○地区の農地を希望）
 - ・ 貸付を希望していたB氏（出し手）の家を訪問し、貸付希望農地の詳細（地目、地番、面積）を確認
 - ・ A氏に貸付希望農地の圃場を案内
 - ・ A氏とB氏の家を訪問し、利用権設定のための手続・条件等の説明を行い、A氏・B氏間で合意（畑596㎡）
- 活動継続中のケース
 - ・ 貸付を希望していたC氏（出し手）に電話し、貸付希望農地の詳細（地目、地番、面積）を確認
 - ・ 貸付を希望していたD氏（出し手）の家を訪問し、貸付希望農地の詳細（地目、地番、面積）を確認
 - ・ 貸付を希望していたE氏（出し手）の家を訪問し、貸付希望農地の詳細（地目、地番、面積）を確認
 - ・ C氏、D氏、E氏の家をそれぞれ訪問し、貸付希望農地の借受予定者のリストを提示
 - ・ C氏、D氏、E氏の家をそれぞれ訪問し、貸付希望農地の利用権設定等の説明（活動継続中）

乙委員の活動内容

- 活動が成果に結びついたケース（受け手の意向は事前に把握（12月以前））
 - ・ 利用権設定に際し、F法人（受け手）の希望する賃料等を聞き取り
 - ・ △△地区の農地所有者の6名の家をそれぞれ訪問し、担い手に貸し付けできる農地の有無を確認。貸付意向農地の詳細（地番、地目、面積）を聞き取り
 - ・ F法人に対して、貸付意向のあった農地及びそれぞれの農地所有者の貸付条件を説明。F法人が承諾
 - ・ F法人と6名の所有者との利用権設定申出書の作成に立会い、農業委員会窓口へ提出（畑2,414㎡）

- 活動継続中のケース
 - ・ G氏（出し手）の家を訪問し、貸付希望を聴き取り（活動継続中）
 - ・ △△地区の農地所有者を対象とした農地中間管理事業の説明会に参加

丙委員の活動内容

- 活動が成果に結びついたケース（出し手の意向は事前に把握（12月以前））
 - ・ H法人（受け手）から、規模拡大したいとの相談を受けた
 - ・ 貸付を希望していたI氏（出し手）の家をH法人と訪問。貸付意向農地の詳細（地目、地番、面積）及び貸付条件を確認し、合意（畑900㎡）
 - ・ 貸付を希望していたJ氏（出し手）の家をH法人と訪問。貸付意向農地の詳細（地目、地番、面積）及び貸付条件を確認し、合意（畑1,531㎡）
 - ・ 貸付を希望していたK氏（出し手）の家をH法人と訪問。貸付意向農地の詳細（地目、地番、面積）及び貸付条件を確認し、合意（畑1,198㎡）
 - ・ 貸付を希望していたL氏（出し手）の家をH法人と訪問。貸付意向農地の詳細（地目、地番、面積）及び貸付条件を確認し、合意（畑3,159㎡）

2. 農業委員会の活動・貢献

当面の規制改革の実施事項

(令和2年12月22日決定) 抜粋

(再掲)

a 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、農業委員会について、以下の観点から検討・検証を行い、必要に応じて措置を講ずる。

① 農地利用の最適化に関する農業委員会の活動についての詳細なデータに基づく貢献度合い

【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

② 農業委員会の活動についての徹底した情報開示と、それに基づく適切な人材確保

【令和3年度措置】

【前回WG(11月30日)での御指摘事項】

- 農業委員会の貢献度合について、具体的に情報開示する必要
- 農業委員会が本来の役割を果たす上で、それを実行するに相応しい人材が委員となるように農業委員会の体制を再構築していく必要

実施事項を踏まえた対応

- 推進委員等の最適化活動の内容・成果は、地域の農業者に対して「見える化」することが重要
- また、任期が3年の推進委員等の任命・委嘱に当たっては、活動実態及び成果を明らかにした上で、農業委員会法に規定する者として相応しいかを判断する必要
 - ・ 農業委員は、農業に関する識見を有し、その所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者(法第8条)
 - ・ 推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者(法第17条)
- このため、
 - ① 全ての農業委員会において最適化活動に係る活動量と成果について意欲的な目標を定める
 - ② 全ての推進委員等が、毎年度、具体的な最適化活動の内容・成果を記録し、農業委員会において評価した上でその結果を公表する
 - ③ 農業委員会において各委員の活動の成果をとりまとめ、①の目標に対する達成度合いを評価・公表する
 - ④ ②の最適化活動の内容・成果を踏まえ、市町村長・農業委員会が各委員を任命・委嘱するという仕組みを構築

3. 遊休農地の解消

当面の規制改革の実施事項

(令和2年12月22日決定) 抜粋

a … (中略) … 農業委員会について、以下の観点から検討・検証を行い、必要に応じて措置を講ずる。

- ④ 所有者の利用意向調査について、全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則の改正

【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

【前回WG (11月30日) での御指摘事項】

- 所有者の利用意向調査は、基本的に全遊休農地を対象にする必要
- 農地中間管理機構が受入基準に合致しない場合には調査の対象にしないと定める農地法施行規則第77条第1号を改正すべき

実施事項を踏まえた対応

- 現行制度では、農地バンクが**過去に借受けを断った遊休農地**については、**所有者の利用意向調査の対象外**
- 遊休農地の解消を進めるためには、**所有者の意向を把握することが大前提**
このため、**令和3年度の利用意向調査から、被災した農地を除く全遊休農地を対象に調査を実施するよう、農地法施行規則第77条第1号を削除**
(令和3年4月1日に施行)

【農地法 (抜粋)】

(利用意向調査)

第三十二条 農業委員会は、… (中略) … その農地の所有者に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査を行うものとする。

一・二 (略)

2～5 (略)

6 前各項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

【農地法施行規則 (抜粋)】

第七十七条 法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 法第三十五条第二項ただし書の規定による通知に係るもの

二・三 (略)

【農地法 (抜粋)】

(農地中間管理機構による協議の申入れ)

第三十五条 (略)

2 … (前略) … ただし、その農地が… (中略) … 農地中間管理事業規程において定める同条第二項第二号に規定する基準に適合しない場合において、その旨を農業委員会及び当該農地の所有者等に通知したときは、この限りでない。

4. 農地情報のデジタル化

当面の規制改革の実施事項

(令和2年12月22日決定) 抜粋

- デジタル技術を活用した遊休農地の状況を含めた全農地のステータスの見える化として、農地情報公開システムと連携した農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指す。

【令和3年度措置】

【前回WG（11月30日）での御指摘事項】

- デジタル技術によって、遊休農地を含めた農地の状況を見える化する必要
- 所有者の利用意向の意思の有無等をデータベース化し、リアルタイムで農業委員会と中間管理機構の間で情報共有すべき

実施事項を踏まえた対応

- 農地情報の見える化を図るため、**令和4年度以降**、農林水産省地理情報共通管理システム（通称：eMAFF地図）の**運用を開始**
- 従来の農地情報公開システム（農地ナビ）の情報（**農地の権利関係**）に加え、**農作物、作付面積、農作業受託、基盤整備状況を盛り込む予定**（詳細は別紙）
- **令和2年度補正予算**において、農地ナビとeMAFF地図の**システム統合に必要な予算を計上**（1,117百万円）し、令和3年度中にシステム統合を実施
- **地図情報は、農業委員会、農地中間管理機構など関係機関においてリアルタイムで共有**

農地情報のデジタル化のイメージ

- 農地に関する各種情報は**農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）**に一元化

現在

農地情報【公開※】

- ・ 農地の所在、地番、地目、面積
- ・ 賃借権等の種類と期間
- ・ 遊休農地

水田情報【非公開】

- ・ 作物、品種、作付面積、作期
- ・ 農作業受託の状況

農業共済情報【非公開】

- ・ 作物、品種、作付面積

土地改良情報【公開】

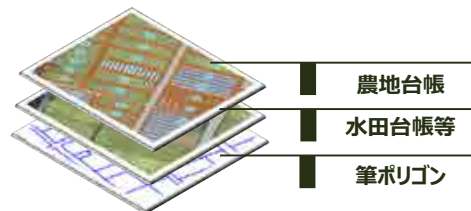
- ・ 基盤整備状況（農業水利の受益地情報等）

令和4年度以降

農林水産省地理情報共通管理システム【公開】

（※）公開項目については検討中

- ・ 農地の所在、地番、地目、面積
- ・ 賃借権等の種類と期間
- ・ 遊休農地（**荒れ具合の状況**、**幹旋**、**勧告の状況**）
- ・ **農作業受託の状況**
- ・ 作期、**作物**、**品種**、**作付面積**
- ・ **基盤整備状況**（農業水利の受益地情報等） 等



農地の現場情報を統合し、**農地の利用状況の現地確認の効率化**や**地域内の話し合いに活用**を検討。

（※）氏名等の個人情報については非公開

5. 8割集積目標等

当面の規制改革の実施事項

(令和2年12月22日決定) 抜粋

a … (中略) … 農業委員会について、以下の観点から検討・検証を行い、必要に応じて措置を講ずる。

- ③ 農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会（農業委員、推進委員）と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割分担及び連携の在り方

【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

b 令和5年に全耕地面積の8割を担い手へ集積するという目標と現状（令和元年度末57.1%）の乖離が著しいことなどを踏まえた、農地の利用集積の大幅向上に向けた取組の検証を行い、必要に応じて措置を講ずる。

【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

【前回WG（11月30日）での御指摘事項】

- 農地の集積・集約化に地域の関係者の皆様が一丸となって取り組んでやっていただくに当たり、それぞれの責任を明確にする必要。
- 集積率を上げるためにこういった手法を使いながら8割に持っていこうと考えているのか。
農業委員会制度に留まらず、農地利用の最適化を推進する方策全体を再検討する必要。

実施事項を踏まえた対応

- 農地の利用集積等を進めていくためには、農業委員会、市町村、農地中間管理機構等が**課題解決策を持ち寄り、一丸となって取り組んでいく必要**
- 関係者の役割は、**農地バンク法第26条で明記**されており、**これを踏まえて連携**していくことが重要

【農地中間管理事業の推進に関する法律（抜粋）】

（農業者等による協議の場の設置等）

第二十六条 市町村は、… (中略) … 農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、… (中略) … 当該区域における農業において中心的役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

- 2 市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるとともに、当該協議の参加者に対し、**農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供するように努めるものとする。**
- 3 農業委員会は、**農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。**

- 今後、**人口減少の本格化に備え、各地域において農業経営を行う人の確保や、農地の適切な利用の促進等のための施策**について、**6月までに検討**することとしており、この中で**農地の利用集積の8割目標に向けた施策の在り方等も検討**していく考え

(参考) 農林水産業・地域の活力創造プラン (抄) (令和2年12月15日)

人口減少が本格化し、特に地方に深刻な影響を及ぼすことが懸念される中で、コロナ禍において地方への人の流れを生み出して行くことが重要となっていることも踏まえ、農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用の促進を図るとともに、この取組を支える仕組み等を整え・・・(中略)・・・次の観点から、関連施策について検討を加え、**2021年6月までに検討結果をとりまとめ**、速やかに実行に移していく。

- ・ 本格化する人口減少を踏まえ、各地域において**農業経営を行う人を確保し、農地の適切な利用を促進**するため、**人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業継承、資金調達等に係る施策の在り方について検討**する。また、これを支え又は補完する仕組み等を整えるため、労働力調整、働き方改革、技術導入、サービス事業体、農作業受委託等に係る**施策の在り方について**検討する。

6. 農地の権利移動の許可基準

- 農業委員会は、農地の貸借・売買の際、**農地法第3条に基づき**許可の有無を判断
- 本許可事務は、**法定受託事務**。国から法定受託事務の基準を示しており、これ以外に**農業委員会が別のルールを設けているとは承知していない**

1. **農地のすべてを効率的に利用**すること (第2項第1号)

2. 法人の場合は**農地所有適格法人**であること (同項第2号)

3. **信託の引受けによるものでない**こと (同項第3号)

4. 必要な**農作業に常時従事**すること (同項第4号)

農地の取得者が、必要な農作業に常時従事（原則、年間150日以上）すること

5. **一定の面積を経営**すること (同項第5号)

農地取得後の農地面積の合計が、原則50a（北海道は2ha）以上であることが必要（※）

※農業委員会が地域の実情に応じて面積を引き下げることが可能（設定状況は農林水産省・農業委員会HPにおいて公表）

6. **転貸を行うものでない**こと (同項第6号)

7. **周辺の農地利用に支障がない**こと (同項第7号)